

議案第 4 2 号

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 1 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は零とする。

第3条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 第3条及び附則第3条の規定 平成31年4月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による旧法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。))に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項

に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 固定資産税における「わがまち特例」の特例割合の変更(第1条関係)
地方税法の改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）について、特例割合の変更を行う。
 - ・ 公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準
税額を3分の1に減額 → 税額を2分の1に減額
- 2 「生産性向上特別措置法」に基づく固定資産税の特例措置の創設(第2条関係)
市が策定した導入促進基本計画に基づき、認定を受けた中小事業者において、機械装置等の設備投資に対し、3年間に限り、固定資産税の課税標準の特例割合をゼロとする。
- 3 法令の改正による整理（第3条関係）
地方税法の一部改正に伴い、条例中で引用する条項を改める。
- 4 施行期日
 - 1 については、公布の日
 - 2 については、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - 3 については、平成31年4月1日

議案第 4 3 号

境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 1 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

境港市民バスの運行に関する条例（平成12年境港市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のほか、回数乗車券、定期券及び1日乗車券（以下「乗車券等」という。）によっても使用することができるものとし、次の各号に定める区分に応じた使用料の額を、当該乗車券等の発行と引換えに納付しなければならない。

- (1) 回数乗車券により乗車する者 別表第1に掲げるとおりとし、乗車する者を特定しないものとする。
- (2) 定期券により乗車する者 別表第2に掲げるとおりとし、券面に記載された者に限り、定められた期間内において不特定回数乗車することができるものとする。
- (3) 1日乗車券により乗車する者 別表第3に掲げるとおりとし、券面に記載された日に限り不特定回数乗車することができるものとする。

第5条第3項を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

（使用料の減額等）

第5条の2 市長は、使用料を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の5割を減額する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人
- (2) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者及びその介護人
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人

2 前項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、乗車券等の発行時に、当該要件を証するものを提示しなければならない。

3 市長は、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第5条関係）

回数乗車券の種類	金額
回数乗車券11枚綴り	1,000円

別表第2（第5条関係）

定期券の種類	有効期間	金額
3か月定期券	発行した日から3か月間	3,000円

別表第3（第5条関係）

1日乗車券の種類	金額
1日乗車券	300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の境港市民バスの運行に関する条例の規定により発行した回数券で現に残存するものは、なお使用することができるものとする。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 定期券等の導入（第5条及び第5条の2関係）
境港市民バスに定期券、1日乗車券、障がい者割引を新たに導入する。
- 2 施行期日
平成30年10月1日